

## 特定健診・特定保健指導等 Q & A



理事 玉井 修

特定健診の受診券に関しては、社保の受診券の交付が大幅に遅れるなど健診現場にとって対応に苦慮する事が多く、また有効期限の記載にミスがあったり（以下参照）と受診券の記載内容にも若干混乱があるようです。健診を行う医療機関は特定健診を受診したら必ず受診券を回収して受診者に返却しないこと。健診の伝票と一緒に受診券も検査受託機関に提出することを徹底して守って下さい。また検査受託機関は受診券に記載されている内容に注意して取り扱ってください。適切なデータ処理が出来ない場合は健診の支払いに遅れが生じますので、ご注意下さい。特定健診がある程度軌道に乗ってきたら、次は特定保健指導を実際に出来るように準備をしなければなりません。既に自治体によっては保健師さんによる特定保健指導が実際に動き始めているところがあります。実際に動いている特定保健指導の現場を参考にして、特定保健指導に用いるテキストや、指導の実際、レポートの記載方法などを近日中にレクチャーを開催したいと考えています。レクチャーは朝から夕方までみっちりかかる予定ですので、特定保健指導に直接関わる方は是非心づもりをされておいてください。レクチャーの詳細が決まりましたらまたご案内したいと思います。

### ○有効期限の取り扱いについて

国保連合会では、当初市町村国保の有効期限は平成21年1月31日として統一し、それ以外の期日で入力があった場合は返戻の対象としていたが、市町村によっては独自の有効期限を定めている場合があり、有効期限の取り扱いが煩雑になるという状況が発生していた。今般国保連合会にて検討した結果、有効期限は平成21年1月31日と統一はせず、受診券に記載がある通りに入力していただくとして取り扱い

いただくことを決定している。

### ○特定健診について

**Q.** 後期高齢者の方の受診券に受診券整理番号の記載が無い。どのように扱えば良いか？

<回答>

国保の特定健診受診者と同様に受診券整理番号の記載が無い場合は、“08100000000”を入力いただきたい。

### ○特定保健指導について

**Q.** 階層化について、血糖・脂質・血圧のリスクに薬剤治療を受けている場合（質問票より）もカウントされるようになっているが、もし治療中の保健指導を受けに来院した場合どのように対処すればよいか？

確定版では、服薬中の方は指導の対象としないが、主治医の依頼または了解の下に指導を行うことができるとの記載もあるが、こちらで主治医の了解をもらう必要があるのか？

<回答>

手引き1-3-2対象者を参照。

糖尿病、高血圧症または脂質異常症の治療にかかる薬剤を服薬している者を除く。

逆に保健指導判定値だけではなく受診勧奨判定値をも超えている者でも服薬・受療等を行っていない場合は特定保健指導の対象となる。

### ④服薬中（受療中）の者の取扱い

この除外すべき者の抽出方法であるが、レセプトが完全オンライン化されていれば、特定健診を実施する前に生活習慣病に関する疾患等で受療している者を抽出し除外することが可能であるが、それまでの間は、特定健診における質問票にて抽出せざるを得ない。

上記により、基本的には服薬中の者は保健指導の対象者から除外されることになるが、特定

保健指導の対象者は医療保険者によって予め選定されているので、医療機関は対象者が利用券を持っていれば特定保健指導を実施して構わないと考えて良い。

特定保健指導途中で対象者が服薬等を開始した場合は、保健指導実施機関から対象者の所属する医療保険者に連絡し保健指導を継続して良いかどうか確認する必要がある。保健指導機関から服薬指導を行っている医療機関に問い合わせる必要はない。

特定健診について、国保連合会からの通知文書です。

通知文①

事務連絡  
平成20年8月7日

沖縄県国民健康保険団体連合会  
事業課 保険事業係

申し上げます。

さて、40歳以上の特定健診及び75歳以上（後期高齢者医療）の健康診査の請求データにおいて、下記について、記入誤りが見受けられます。

つきましては、8月請求分から返戻対象といたしますので、ご確認のうえ、請求ください。

記

- 1.被保険者証の番号
- 2.生年月日

☆有効期限（平成21年1月31日）の取扱い変更について

有効期限については、受診券を独自で作成している市町村もありますので、受診券に記載されているとおりの有効期限を記入されるようお願いします。

特定健診等の請求データについて（お知らせ）

平素、本会の事業にご協力いただき厚くお礼

平成20年7月25日現在

**国保連合会における特定健診等の請求データについて**

**特定健診データのエラーのあった項目**

（厚生労働省「特定健診等の円滑な実施に向けた手引き 付属資料7」を参照ください）

フィールド名称	入力内容	備考	
① 受診券整理番号	明記されている番号	明記されている場合は、その番号(例 08100000103)	
	<b>08100000000</b>	<b>空白の場合</b>	
※1: 受診券整理番号が記入されている場合でも、「0」入力が多いです。			
② 保険者番号	<b>8ケタ</b>	受診券に明記されている保険者番号	
③ 被保険者証等番号	<b>20ケタ</b>	被保険者証の番号 例 00000000000000××××××	
④ 有効期限	<b>20090131</b>	受診券に明記されている有効期限	
⑤ 医師の診断(判定)	全角文字	例 誤「75gOGTT検査」 正「糖負荷検査」 or 「75gOGTT検査」	
⑥ 請求区分	<b>3</b>	別表7より「基本的な健診+追加健診項目」尿酸と血清クレアチニンについて、XMLでは追加健診扱いの為	
※支払基金への請求区分は1「基本的な健診」になりますのでご注意ください。			
フィールド名称	内容	項目コード（17ケタ）	検査方法
⑦ 追加健診項目のコード	尿酸 ※2	<b>3C020000002327101</b>	(可視吸光度法)
		<b>3C020000002399901</b>	その他
⑧	血清クレアチニン ※2	<b>3C015000002327101</b>	(可視吸光度法)
		<b>3C015000002399901</b>	その他
⑨ 追加健診の単価	<b>0</b>	尿酸、血清クレアチニンは、基本健診単価に含まれています。	

※2: 検査方法別に項目コードがあります。入力するのは一検査に対して一つの項目コードになります。

沖縄県国民健康保険団体連合会（代行機関番号 94799020）

通知文②

平成 20 年 7 月 25 日

沖縄県国民健康保険団体連合会  
事業課 保健事業係

**肥満度の取り扱いについて**

特定健診の XML データにて肥満度が「マイナス」の場合、受付できない事象が発生しています。

システム開発元へ確認した所、添付資料 1 厚

生労働省「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて」(平成 20 年 3 月 28 日付健康局長保険局長通知健発第 0328025 号、保発第 0328004 号) の別紙に掲げる健診結果・質問表情報の一部に、電子的な標準様式作成に必要な情報を付与した表により、正数のみの取り扱いになります。

肥満度の算定方法 (例) の資料を参考までに添付しております。

ご協力方、よろしく申し上げます。

肥満度の算定方法 (例)

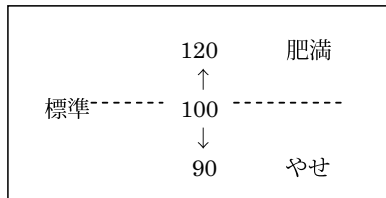
**プロカ法** <http://www.ips-kr.com/diet/hm-index.htm>

プロカ指数 = 現在の体重 / 理想体重 × 100

- ※ 女性の理想体重 = (身長 - 100) × 0.85
- ※ 男性の理想体重 = (身長 - 100) × 0.9

プロカ指数の判定	
90 以下	痩せ型
90~120	正常
120 以上	肥満

- ※ 肥満度の算定方法は種々ありますが、1 例として、上記のプロカ法による算定方法のように標準ラインを「100」として設定いただくことで、正の数値で肥満度が算定されます



- ※ 現在、標準ラインを「0」で設定されている場合の変換の考え方としては、
  - ① 案 1 は表示例にある「0」を「100」に置き換えて、それぞれ「+」「-」した数値
  - ② 案 2 は、現在算定されている方法での理想体重 (標準体重) を分母にし、現在の体重を分子として割り戻すことで、肥満度を得る方法

表示例		案 1	案 2
+20	→	120	現在の体重 / 理想体重 × 100
+10	→	110	現在の体重 / 理想体重 × 100
0	→	100	100
-10	→	90	現在の体重 / 理想体重 × 100
-20	→	80	現在の体重 / 理想体重 × 100

- ※ プロカ指数では身長 100cm 以下の場合 (-) になるため、身長 100cm 以下の方の場合は、現在、健診機関で使用されている理想体重 (標準体重) を、案 2 の考え方で用いれば、正数として取扱うことができます。

「特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料 付属資料2 HML用特定健診項目情報」一部抜粋

「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて」(平成20年3月28日付健康局長保険局長通知健発第0328025号、保発第0328004号)の別紙に掲げる健診結果・質問表情報の一部に、電子的な標準様式作成に必要な情報を付与した表

区分番号	区分名称	順番号	項目コード(17桁)	XML表示名	データタイプ	XMLデータ型(PD:数値型、CD:大小順序のないコード型、CO:大小順序のあるコード型、ST:文字列型)	文字列換算(全角2バイト、半角1バイト)時の最大バイト長	数値型の場合の形式(数字、ピリオドは小数点)	表示用単位	XML用単位(UCUM単位コード)
10	身体計測	10	9N001000000000001	身長	数字	PQ	5	NNN.N	cm	cm
10	身体計測	20	9N006000000000001	体重	数字	PQ	5	NNN.N	kg	kg
10	身体計測	30	9N011000000000001	BMI	数字	PQ	4	NN.N	kg/m2	kg/m2
10	身体計測	40	9N021000000000001	内臓脂肪面積	数字	PQ	5	NNN.N	cm2	cm2
10	身体計測	50	9N016160100000001	腹囲(実測)	数字	PQ	5	NNN.N	cm	cm
10	身体計測	60	9N016160200000001	腹囲(自己判定)	数字	PQ	5	NNN.N	cm	cm
10	身体計測	70	9N016160300000001	腹囲(自己申告)	数字	PQ	5	NNN.N	cm	cm
10	身体計測	80	9N026000000000002	肥満度	数字	PQ	5	NNN.N	%	%

後期高齢者健康診査受診券について

- 後期高齢者健康診査受診券の発行は、9月30日現在までに75歳に到達した被保険者となります。(ただし、75歳に到達した日から受診可能となります。)10月1日以降の年齢到達者については、沖縄県後期高齢者医療広域連合としては受診券の発行は行ないません。
- 6月以降の年齢到達者の受診券発行は各市町

村窓口での発行となります。

- 健康診査の受診有効期限は平成21年1月31日までです。
- 健康診査の際は窓口で被保険者証と受診券を確認し、受診券を持参していない方は受診できません。

沖縄県後期高齢者医療広域連合